

※4 実際の控除額について

- ・所得税額控除の投資型減税では、最大控除額は25万円ですが、実際は控除を受ける年分の所得税の納税額を限度として控除されます。所得税は、課税される所得金額に応じて税率が決まっていますが、扶養家族に応じた控除等もあるため、納税額は人によって異なります。納税額は源泉徴収票等で確認することができます。
- ・家屋の持分が共有の場合、持分に応じた額になります。

投資型減税の控除額を算出する際には、国土交通大臣が定める同居対応改修工事の標準的な工事費用相当額を確認します。

同居対応改修工事をした家屋に居住する日付により「単位あたり金額」が異なります。

標準的な工事費用相当額 ^{※1} 【平成28年国土交通省告示 第586号】			
同居対応改修工事の内容		(1) 箇所あたり金額 (税込) ^{※2}	(2) 箇所あたり金額 (税込) ^{※3}
①調理室を増設する工事 (改修後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る)	イ ミニキッチンを設置する工事以外の工事の場合	1,649,200円	1,622,000円
	ロ ミニキッチンを設置する工事の場合	434,700円 ^{※4}	476,100円 ^{※4}
②浴室を増設する工事 (改修後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る)	イ 給湯設備の設置・取替を伴う浴槽の設置工事の場合	1,406,000円	1,373,800円
	ロ 給湯設備の設置・取替を伴わない浴槽の設置工事の場合	837,800円	855,400円
	ハ 浴槽がないシャワー専用の工事の場合	589,300円	584,100円
③便所を増設する工事		532,100円	526,200円
④玄関を増設する工事	イ 地上階の場合	655,300円	658,700円
	ロ 地上階以外の場合	1,244,500円	1,254,100円

※1「標準的な工事費用相当額」とは、上の表の同居対応改修工事項目に応じ、「箇所あたり金額」に工事箇所数を乗じた額です。

※2 同居対応改修工事をした家屋に、平成28年4月1日から令和元年12月31日までに居住する場合。

※3 同居対応改修工事をした家屋に、令和2年1月1日以後に居住する場合。

※4 ①ロは、標準的な工事費用相当額の基準である50万円に満たないため、箇所単体では所得税控除から除外されます。